

第3回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 平成28年1月22日（金）10:00～11:30

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館1階123会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会
岡委員長、阿部委員、中西委員
内閣府原子力政策担当室
中西次長、室谷参事官、野口企画官

4. 議 題

- (1) 原子力利用の「基本的考え方」について
- (2) その他

5. 配付資料

- (1-1) 「基本的考え方」論点整理に向けた議論ペーパー
- (1-2) 「基本的考え方」に関する有識者による意見について
- (2-1) 第33回原子力委員会定例会議議事録
- (2-2) 第34回原子力委員会臨時会議議事録

6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間ですので、ただいまから第3回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題は、1つ目は原子力利用の「基本的考え方」について、2つ目がその他です。

本日の議題は、12時までを目途に進行させていただきます。

それでは議題1について、事務局から御説明をお願いします。

(室谷参事官) ありがとうございます。議題1、原子力利用の「基本的考え方」についてというところでございます。

お手元に2つの資料をお配り申し上げます。資料第1-1号と第1-2号でございます。本日は、主に「基本的考え方」論点整理に向けた議論ペーパーということで、原子力

委員会の事務局が、原子力委員会での議論に資するために、委員の意を受けて作成したものを資料第1-1号としてお配り申し上げております。そして、資料第1-2号の方は、これまで26人の有識者の方々から意見を聞いてきております。その全体像を表にまとめて、そして一回10月6日に取りまとめた16人分のものについて、どういった意見があったのかというのを取りまとめた資料でございます。残り10人分については今鋭意、更に同じような整理をしております、近いうちにこの原子力委員会定例会において、26人分全部の分析結果を取りまとめた形にいたしたいと思っております。

資料第1-1号の方でございますけれども、これから野口企画官の方に読み上げということと御説明いただきますけれども、基本的には、こういった有識者の意見を取りまとめた、それに対する議論、これまで原子力委員会において行われた意見交換、そして原子力委員会がこれまでの定常的な活動の中で各省からいろいろ聞いてきた政策の動向、そういったようなことどもをベースにして、原子力委員たちのこれまでの言葉、考えを紙にしてみたものがございます。まだ今後議論の展開でそれが具体的にどう「基本的考え方」に収れんしていくのか、今後のことになりますが、そのスターティングポイントとしてのペーパーでございます。

それでは、資料第1-1号について、野口企画官の方から読み上げという形で御説明をさせていただきますというふうに思っております。よろしく申し上げます。

(野口企画官) ありがとうございます。それでは、「基本的考え方」論点整理に向けた議論ペーパーを御説明させていただきます。

1. 「基本的考え方」について

これまで、「基本的考え方」の性格は、昨年10月6日の原子力委員会において議論されており、その際、委員間で以下のような共通理解が得られている。

「基本的考え方」とは、中長期を見据えて、我が国の原子力の研究、開発及び利用や放射線利用等の幅広い分野の目指す方向と在り方を示すものであること、関係機関の取組の方向性を示すもので、原子力委員会がその責務を果たす上での拠（よ）り所となるものであり、そのために必要な程度の具体性で施策の在り方を記述した内容であること、政府の方針となっている「エネルギー基本計画」等を尊重しつつ、原子力を取り巻く幅広い視点を取り入れて、今後の方向性を示唆するものであること、等の性格を有するものである。

2. 「基本的考え方」に関連した有識者ヒアリング

原子力委員会においては、基本的考え方策定のため、昨年1月28日から12月25日ま

での間、有識者26人から、原子力利用の在り方、東京電力福島第一発電所事故及びその影響、福島の復興・再生に関する事、原子力を取り巻く環境等について、広範に意見を聴取するとともに、意見交換を行ってきた。

また、これと並行して、原子力委員会の定常的な活動の一環として、原子力政策関係府省から、原子力政策の諸分野に関する最新の動向について、適時に報告を受けるとともに、これに関する議論を行い、かつ、法律に定められた諮問・答申を行ってきた。

これら活動により得られた情報をベースに、今後、原子力委員会としての「基本的考え方」の策定に向けて、論点整理を行っていくこととする。

3. 「基本的考え方」の検討の進め方

「基本的考え方」の検討を進めるに当たって、まずは「原子力委員会の基本認識」を整理し、その上で「原子力政策の基本目標」を明確にし、かかる基本目標に向けた取組を進める上で考慮すべき「原子力を取り巻く環境」を整理・分析するとともに、「これまでの原子力政策の主要な成果と課題」を振り返り、その上で、今後の原子力政策の「重点課題とその方向性」を明らかにしていく。

2ページ目にまいります。

(1) 「原子力委員会の基本認識」

原子力基本法の下、今日の「原子力政策の基本目標」を策定する上での起点となる、「原子力委員会の基本認識」を整理する。

(2) 「原子力政策の基本目標」

原子力基本法における目的及び基本方針、並びに「原子力委員会の基本認識」に基づき、これからの「原子力政策の基本目標」を明確化する。

(3) 「原子力を取り巻く環境」

「基本目標」の実現に向けて、取り組むべき重点課題を明確化するに当たって考慮すべき「原子力を取り巻く環境」、すなわち社会的・経済的環境等について、分析し結果を整理する。

(4) 「これまでの我が国の原子力政策の主要な成果と課題」

同様に、「基本目標」の実現に向けて取り組むべき重点課題を明確にするに当たって、これまでの「原子力政策の主要な成果と課題」について振り返り、これを整理する。

(5) 「重点課題とその方向性」

「原子力を取り巻く環境」、「原子力政策の主要な成果と課題」等を踏まえ、「原子力政

策の基本目標」を達成するために戦略的に取り組むべき重点課題とその方向性を示す。

4. 原子力政策の基本目標を定める上での原子力委員会の基本認識

原子力政策の基本目標を策定する上で、有識者ヒアリングや原子力委員会の諸活動を通じて得られた情報や意見交換を基に、「原子力委員会の基本認識」を以下に整理した。

「目指すべき国の姿」については、政府が科学技術政策の推進に当たり掲げているものが、原子力分野においても、他の重要政策と有機的な連携を図りながら実現を「目指すべき国の姿」として共有できるものとして整理した。

また、「原子力政策の基本目標」を定める上での、「基本認識」として、「国民の意識」、「社会・経済状況変化」及び「地球規模課題への対応」の3点を、基本目標策定に当たっての起点として整理した。

<目指すべき国の姿>

経済、安全保障、外交、科学技術、教育等の重要政策と有機的に連携しながら、原子力政策を推進することで、以下のような国の姿の実現を目指す。

「持続的な成長と地域社会の自律的な発展」、「国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い生活の実現」、「地球規模課題への対応と世界の発展への貢献」、「知の資産の持続的創出」

<原子力委員会の基本認識>

① 国民の意識

原子力利用をめぐる多くのトラブルやスケジュールの遅延が国民の不信を招き、さらに、東電福島事故により不信は頂点に達したといえる。また、原子力発電の普及とともに、国民の原子力や放射線への関心と、安全・安心に対する要求水準が高まる一方、根拠に基づく正確で理解しやすい情報の提供・発信が不十分であったこと等から、結果として国民の不安を招くこととなった。今後、原子力利用を進めるに当たっては、こうした不信や不安に対して真摯に向き合い、国民からの信頼を回復していくことが必須である。

② 社会・経済状況の変化

我が国における原子力利用が開始されて以来、社会・経済状況は大きく変化した。我が国では、国内の原子力事業及び関連する研究開発の取組は、事業規制下にある電気事業者による国内需要を大宗とする環境下で発展した。しかし、少子高齢化の進行、生産年齢人口割合の減少、財政状況の厳しさ、国内エネルギー需給構造の変化、電力・原子力事業の競争環境の激化等が進行する中、我が国の原子力関係者は、これらの環境変化に対し、迅速かつ的確

に適應することが急務となっている。

③地球規模課題への対応

グローバル化が進行する中、地球規模課題は多様化し、かつ深刻化しつつある。特に、地球温暖化については、人類共通のリスクであり、長期的で戦略的な取組が必要となっている。また、大幅な人口増加と経済発展の結果として、エネルギー資源や食糧資源への需要増大が見込まれ、医療・衛生分野における取組の重要性も高まっており、これらの課題に対応するに当たり、原子力は一つの有力な手段として見られている。さらに、国内外の原子力平和利用を厳格に担保すること、核セキュリティを確保していくことの重要性は不変である。

5. 原子力政策の基本目標について

我が国の原子力の研究、開発及び利用が、引き続き原子力基本法に基づき行われることは論を俟（ま）たないが、同法成立から60年が経過し、「原子力委員会の基本認識」に記述した、「国民の意識」、「社会・経済状況の変化」、「地球規模課題への対応」を踏まえ、以下のとおり、基本法の範囲内で、「原子力政策の基本目標」を立てる。

1. 福島の復興・再生に取り組み、東電福島事故の教訓を活用する

福島の復興・再生は、東電福島事故後の原子力政策の再出発の起点であり、廃炉・汚染水対策、除染などの諸課題に対し着実に対応し、福島の復興・再生に全力で取り組む。同時に、原子力政策を進めるに当たっては、事故から得られた知見・教訓をあらゆる局面で活用し、我が国の原子力安全文化を確立する。さらに、事故から得られた知見・教訓を諸外国と共有することを通じて、世界の原子力安全に貢献する。

2. 国民からの信頼の回復を目指すとともに、立地地域との共生の取組を進める

原子力利用に関する透明性を確保し、根拠に基づく正確で理解しやすい情報を作成・提供し、これを用いて対話すること等により国民の懸念に応えることを通じて、国民からの信頼の回復を目指す。また、事業者と地域社会が対話し、共に発展し共存共栄するという「共生」を目指した取組を推進していく。

3. 原子力を活用して地球規模課題に対応し、人類社会の持続的発展に貢献する

地球規模課題である環境問題、エネルギー・食糧資源の確保、医療・衛生の向上等に貢献するため、放射線利用を一層推進していく。また、運転時には温室効果ガスを排出しない原子力発電の、国内外での利用を通じて、豊かで質の高い生活を実現し人類社会の持続的発展に貢献する。また、原子力利用の大前提である平和利用の担保と、核セキュリティの確保を、国内はもとより世界規模で厳格に実施されるよう、我が国として、不断の努力を継続する。

4. 原子力エネルギーを安全・安定に利用し、国民生活の向上を目指す

国民生活と産業活動の「血脈」であるエネルギーを、安定かつ低廉に供給することを通じて我が国の競争力を一層強化するため、安全を大前提に、各主体が各々の責任と計画性をもって原子力のエネルギー利用を進める。これにより、国民の安全・安心と、生活の質・水準の向上を目指す。

5. 原子力の基盤強化と、社会・経済状況の変化への適応を目指す

原子力分野の「知の基盤」を強化しつつ、これまでも増して「出口」を意識した研究開発を重点的に推進し、産学官の原子力関係機関の各々が、自らの役割・責任を明確化した上で、研究機関・研究者間の戦略的連携や原子力の基盤としての人材・技術力を強化するよう促す。

また、我が国の原子力を支える産学官のビジネスモデル全体が、急速に変化する社会・経済状況に迅速かつ効率的に適合するよう、新たな仕組みづくりを促す。

以下は、参考資料としての原子力基本法及び第5期科学技術基本計画でございます。

以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

資料第1-2は。

(野口企画官) 資料第1-2号でございますが、「基本的考え方」に関する有識者による意見についてでございます。

これは、今まで「基本的考え方」を作成するに当たっての26名の有識者の意見を伺っております。

別添の方に、昨年10月6日に、前半16名の有識者の方の意見を整理したものを参考に添付しております。残りの10名の方の意見については、早い段階で原子力委員会で整理したものを御報告したいと思っております。

(岡委員長) これは、昨年10月6日に。

(野口企画官) はい、昨年10月に原子力委員会において報告された資料と同じでございます。

(岡委員長) 後ろについているパワーポイントは。

(野口企画官) これもそのときと全く同様でございますが、有識者の方々の意見の背景を定量的あるいは事実関係を説明させていただいているものでございます。

(岡委員長) 御説明どうもありがとうございました。

「基本的考え方」については、昨年、多くの御意見を頂戴いたしました。それを踏まえつ

つ、引き続き丁寧に議論しながら進めていきたいと存じます。

それでは、質疑応答を行いたいと思います。

阿部委員からお願いします。

(阿部委員) ありがとうございました。

「基本的考え方」について、資料第1－2にあったとおり、いろいろな方から御意見を伺ったのですが、2ページ目の注にありますとおり、澤昭裕さんが最近急逝されました。突然ですけれども、私は澤さんといろいろ意見が違うところもあるのですけれども、澤さんはそれなりに非常にエネルギー問題、原子力の利用を真剣に考えて悩み、また自分の考えをまとめて世に出してきた方じゃないかと。そういう意味においては貴重な、大事な方が亡くなれたと思うので、また、私どもがごく最近お話を伺った方でもあるので、私の勝手な提案として、1分間の黙祷（もくとう）を捧（ささ）げたいと思いますが、いかがでしょうか。

(岡委員長) みなさん、よろしいですか。黙祷（もくとう）。

(黙 祷（もく とう）)

(岡委員長) よろしいでしょうか。ありがとうございました。

(阿部委員) それでは、本題に入らせていただきます。

事務局が私どもの荒ごなしの議論を踏まえていろいろまとめていただいて大変有り難いことなのですが、1つ、実は、まだ何か足りないなという感じがいたしまして、それをまず申し上げたいのですけれども、1つは、失礼しました。その前に、この最初の「基本的考え方」をそもそもどういうふうにつくるか、どういうものに位置づけるかということで、1ページ目の最初に「基本的考え方」の性格について、これが共通理解が委員の間で得られたということではありますが、私は1つ確認しておきたいのは、枠内の3番目「政府の方針となっている「エネルギー基本計画」等を尊重しつつ、云々（うんぬん）」とありますよね。私の理解は、「尊重しつつ」というのは、もちろんそれを重く受け止めますけれども、必ずしもそれに全面的に拘束されるものではない。つまり、この委員会でこれから基本的考え方をまとめる上で、今まで策定された政府の方針をそのまま受け入れて、そのまま肯定するのであれば、ある意味では、余り「基本的考え方」を改めて考え直す必要はないのですね。もちろん基本計画にしても、2030年までの計画ということになっていますので、それから先のことは考えなきゃいけないのですけれども。そういう意味において、私の理解を確認するとすれば、これは尊重はするけれども、それに完全に拘束されるものではないと、こういう理解で私はおります。

そこで、全体を伺いまして何か足りないなと思いますのは、やはり、現在、日本国内において国民の間でいろいろ議論されていて、皆さんが非常に興味を持って心配をしていること、それについて我々は考えて、できることなら答えを出すのだということをもう少しはっきり打ち出していいのではないかなという感じがいたします。

1つは、この基本計画にもあったわけですが、原子力の利用を最小限にする（「可能な限り低減させる」）——ちょっと正確な言葉遣いは覚えていませんが——という趣旨があって、他方、その後、原子力発電を基本電源（「重要なベースロード電源」）としていますか、ちょっとこれも言葉は正確ではないのですが、一時それで最小限にするというのは忘れられちゃったのかなという声が大分あったわけですね。そこで、そうではないという説もあれば、いやいや、あれはいろいろ条件つきだったのだという話もありますけど、そういったことを考えると原子力利用をすべきであるということと、そうではないという考え方の間に、定性的に原子力の利用をするということを随所に書いてあるわけですが、今、関心を持たれ、みんなが悩んでいることはどの程度やるべきなのかということが恐らくかなりの関心事なのではないかと。その意味において、私どもは、定性的にこうする、ああするということを書くと同時に、パーセンテージとか、そこまではいかないかと思っておりますけれども、ある程度、どの程度やるのか、量的な概念ですね、それを示唆するものは少し出す方が私は皆さんの関心事に応える一つのポイントではないかと思っておりますので、それを我々ができるかなということがございます。

それからもう一つは、福島事故のあと、いろいろ教訓を学んで、政府を中心に原子力関係の仕事のやり方、枠組みを変えたわけです。規制委員会をつくったというのは一つの大きな動きですが。同時に、この原子力委員会も一時は廃止という話もありましたが、縮小して継続するということになり、同時にまた、その役割についても変更があったわけです。そういった枠組みについても、例えば同じ名前の原子力規制委員会というのがあるアメリカでも、やはりこれも反省を踏まえて原子力規制委員会をつくったのですけれども、聞くところによれば、いろいろ試行錯誤を繰り返し、様々なやり方をやってみたけれどもいろいろ問題があるので、こっちを少し変えとかやってきたので、日本においても、一応、既存の枠組みがありますけれども、それについて不断に見直しをして、いろいろ考えて、どうやったら一番いいのか、改善すべき点はあるのか、ということ常々考えていく必要がある。それは当事者ではなかなか答えを出しにくい面もあるので、ある程度、それはそこから少し離れた人が見て、こうなのではないのかなということも考える必要があると思うので、その意味におい

て、先ほど頂いた紙の一番最後に、「原子力を支える産学官のビジネスモデル全体が、急速に変化する社会・経済状況に迅速かつ効率的に適合するよう、新たな仕組みづくりを促す。」と書いてありますが、読みようによっては、政府そのものの仕事のやり方も見直すというふうに読めないことはないのですけれども、もう少し明確に、この中には政府のやり方も不断に見直していくのだということがあっていいような気がいたします。

それから、原子力利用については、やはり今一つの大きな関心は、核燃料サイクルといわれるものについて一体どうするのか。今日議論している総論からすれば、それは各論だということになるかもしれませんが、やはり非常に多様な意見があって、皆さんがどうしたらいいのかその考えたことについてはこれもある程度の考え方、方向性を示すということが私ども委員会の役割じゃないかと私は思いますので、以上述べた3点をどこかに入れられないのかなというふうに考えます。

それから、このペーパーで私どものこの原子力委員会は原子力基本法に基づいて進めるのだということが書いてあります。これはもちろん、そもそも原子力委員会が設置されるゆえんも原子力基本法にありますのでもちろんなのですから、設置から60年経過したということによって時の経過とともにいろいろ新しい知識も出てきたし、新しい考え方も出てきた、当然ながらそれを反映しながら基本法に基づいて仕事を進めていく。また、60年前にも有効であったことの中には、当然現在でも非常に大事なことも幾つかあるわけで、それは継承していく必要があると思います。

その意味においては、1つは、安全性という問題ですね。これは、そもそも基本法において安全性ということは謳（うた）っていたのですけれども、ある意味では、それが途中で気が緩んでしまったということが事故の一つの遠因だったかと思います。

それともう一つ、私が一委員として大事だと考えますのは、引用しております原子力基本法の第四条にあるところの「原子力行政の民主的な運営を図る」というくだりで、民主的に進めるということが今でもやはり非常に大事な一つの大きな基本課題ではないかと思います。その点も私はどこかに盛り込めればと思います。

当時、「民主的な運営」といって、余り当時、恐らく意識されていなかったのは、「透明性を確保する」ということをございますね。これは委員会の運営そのものから始まって、非常に現代社会では重要な課題であるということも最近認識したわけで、この文章に1か所「透明性」というのは入っておりますので、忘れられてはいないのですけれども、改めて大事だということを指摘しておきたいと思います。

こういうことが私の、とりあえずのコメントでございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

中西先生、どうですか。

(中西委員) 御説明ありがとうございます。

全体的なところで1つだけ申し上げますと、これを書くことになった、つくることになった原因の一つはやはり福島だと思います。福島の話は、もちろん取り上げて書いてはありますが、万が一、次が起こってはいけないのですが、事故があった際に省庁を超えた司令塔的なものをどういうふうにつくるのか、仕組みや司令塔も含めどうつくるのかということをもっと謳(うた)ってもいいのではないかと思います。例えば具体的にどんなふうにするのか、どんなふうに測定をするのか、どんなふうに人を誘導するのかとか、規制をどんなふうにするのかも全部含めたものです。つまりもし事故が起きたとき、日本全体のシステムをどういうふうにかかすのかということです。ふだんはもちろん動かないわけですが、それをきちんと日本全体で考えておく仕組みが、省庁を超えて必要だということをもう少し強く謳(うた)ってもいいのではないかなということを感じました。もちろん「活用し」ということはあるのですが、「活用し」だけではなくてということが、まず浮かんだところでございます。

全体的なところは以上です。

(岡委員長) ありがとうございます。

今日の資料なのですが、1ページの3番に書いてある、「基本的考え方」のうちの(1)と(2)、2ページの一番上ですね、基本認識と基本目標、これをドラフトが出ているということで今日やり、(3)(4)(5)については、次回以降、それぞれ順次、準備ができたところで、十分議論して、それで、ある程度まとまったものをここでまた議論をするという形になっております。今日は(1)と(2)の資料が出ているという御説明があったということを確認しておきたいと思います。

それではどうでしょうか。阿部先生から3つ御提案があり、中西先生の御提案は、具体的には、おっしゃったことは福島を踏まえてということだと思ったのですが、それは、この中には入って。

(中西委員) はい、5番の基本目標の1のところをもう少し書き込んでいただければということです。

(岡委員長) それでは、阿部先生のおっしゃったことで最初のエネルギーの話、原子力をどう

するかという件ですが、一番上の「「基本的考え方」とは、」の四角の3つ目に、「「エネルギー基本計画」等を尊重し」と書いてありまして、これを「等」の中で何を読むかということとも関係をして、質問、具体的には長期エネルギー需給見通しというのが出ておりました、原子力は20～22%、再生可能エネルギーは22～24%、こういうものは、いろいろな検討の結果、担当省庁でつくられているということもあって、それで、そこに今、先生がおっしゃったようなことは一応書いてあるのです。それで、「基本的考え方」はこれを尊重しつつという、「尊重」という言葉は先生が御説明になったとおりに思うのですけれども、そういう観点で、当然、また次回以降で出てくる中身の中で議論があつていいかと思うのですけど。

今、この1番と2番ということであれば、「「基本的考え方」とは、」という説明といえ、先生がおっしゃったことは検討の中には入っているというふうにも思えるのですけど。検討の中に入っているといえますか、あるいは検討をある程度されているというふうにも思うのですけれども、そのあたりは、この文章を直すかどうかという観点からちょっとお伺いをしたいと思うのですけど。非常に大きなテーマなので、中身を含めてやり出すと全部は進まないと思うのですが。今日の資料はまず皆さんにお諮りしておるわけですので、文章的に、今この出ている文章でも読めるのではないかと、まず1番目ですね、「等」の中で。それも考えてまた中でも議論をして、それから、ここでも必要でしたら意見をという感じが、ちょっと司会している者としては若干いたしますけれど。はい、どうぞ。

(阿部委員) 私の提起した第1点について委員長から指摘がありました。「「エネルギー基本計画」等を尊重しつつ、」の「等」の中には、長期エネルギー需給見通しがあるということで、その中には発電における原子力の利用を20ないし22%と書いてあると、そこに答えがあるという御指摘でございました。

私がそこで参考までに申し上げたいことは、1つ目は、あれは「見通し」と書いてありますね。つまり、政策目標ではないのですね。こうなるでしょうというあれは専門家の検討した結果であつて、それを目指して政府が政策を進めるというふうには見出しは少なくとも書いていませんね、中にはどこかに書いてあるのかもしれませんが。

そこで、実は、あの中で原子力の発電の利用を20ないし22%発電の中にすべきだということについては、私は異論がありまして経済産業大臣に意見を出しました。これは、経済産業省がネットで意見を募集していましたので、私はそこに出したのですけれども。というのは、いろいろな事実関係を調べて2030年の原子力発電を20ないし22%にするため

には、現在残っている原発を、原則、全て再稼働した上で40年運転の規制ですね、炉規法に書いてある、これを適用しますと、20%は達成できないですね。ということは、かなりの数の炉については、40年を超えてプラス20年、60年間運転することにしないと、これは実現しない数値なのです。それは私が思うには、20年の延長を認めるかどうかは、実は原子力規制委員会が基準に基づいて審査をし、認めるかどうか結論を出すという仕組みになっていますね。ある意味では、その結果をかなり多めに予断しないと実現しない数値なのです。私は、私の意見としてそのとき出しましたのは、そのように本来独立して安全性を主として考えて審査をして結論を出すべきだという規制委員会の仕事の結果を予断し、ある意味ではそちらにしてほしいというものを出すことになりますので、それは好ましくないのではないかという意見を出したのですけれども、その意味において、先ほど委員長が言及された点については、私は異論があるということを申し上げておきたいと思います。

(岡委員長) まとめたいのですが、1つ伺ったのは、この文章、一応文章をチェックしておりますので、「等」という中で検討もある。先生がおっしゃっていることはまた3項以下のところでまた議論はされると、一応書かれているのではないかということが一つ。

もう一つ、今先生がおっしゃったことの中で、1つ気になる目標なのですが、目標は義務じゃないですね。温暖化の目標も、あれは義務ではありません。それから、20～22%も、再生可能エネルギーの22～24%も、あれは義務ではないですよ。長期エネルギー需給見通しの先生の理解が目標ということで、絶対達成しないといけない、日本人はどうしてもまじめですからそう考えるのですが、温暖化の幾ら削減するというのは、あれは義務じゃありません、目標です。2つ今申し上げていることは、ちょっと先生の御意見の確認みたいところでして、長期エネルギー需給見通しについては、中西審議官（中西次長）に少し解説していただけるといいのですが。余りそこに踏み込んで今日議論したいというわけではないのですが、今、私がいっているようなことと関連して何かコメントがございましたら。

(中西次長) 我々の政府全体としての位置づけは、まさに飽くまで見通しということで、政策を今後展開するに当たっての大きな方向性を明確にしているというふうなことでございます。

(岡委員長) ということで、2つ目は理解ということで申し上げたのですが、文章としては、今後の「基本的考え方」とは、ということでは、これは「基本的考え方」の定義ですので、「等」の中に今のようなことも入っていて、それからあと取り巻く環境、それ以下、重点課題、そういうところの全体の構造を進めていく中で、今日出ている文章について何か

ここがということがあるのかどうかということ。

それから、先生おっしゃっていることを、この中で十分議論ができないのだったら、それはまたそういう検討をする必要があるかどうかを含めて委員会の中で準備をいろいろ検討したらどうかという感じがいたしますけれども。

他の2つの点について。今の、最初の点はいかがですか。

(阿部委員) 「エネルギー基本計画」、それから需給見通しバランスですね、いわゆるエネルギーバランスといわれているものですが、これは目標であって義務ではないと。そうかもしれませんが、現実には、この間も原子力損害賠償の専門部会を傍聴させていただきましたけれども、数名のかなりの数の委員の方が、20～22%と決めたじゃないかと、だからそれを達成するためには、原子力を継続しなきゃいかんのだと、そのためには損害賠償については無限責任では誰も投資をしません。よって、有限責任にする必要があると、こういう議論をおっしゃる方は何人かおられましたね。ですから、これは目標といったか、あるいは見通しといったかは別として、現実にはもう一人歩きを始めて、それが政府の政策なのだ。よって、損害賠償も有限責任もやらねばいかんと、こういう議論が随分出ているのです。ですから、そこはやはり私ども委員会としては正しい方向性を出すためには、そこもよく考えて、数字ではないかもしれませんが、何らかの方向性を示すということは大事な責務じゃないのかなと思いますね。その意味において、もし字句の上で考えるとすれば、今の紙の最後のページ、箱の中の4. ありますよね。

(岡委員長) 何ページですか。

(阿部委員) 4ページですね。4ページの箱の中に4. がありますね。「我が国の競争力を一層強化するため、安全を大前提に、各主体が各々の責任と計画性をもって」、ここが実はもう一つ別の議論ですが、各主体が各々の責任と計画性をもって」と、ここは私は大事なくだりだと思います。つまり、原子力利用をする、特に原子力発電に関しては、それを進める、現実には事業者、電力会社ですが、それは各々の責任でやるのだということがここに非常に明確に書いてあります。これは、私は非常に大事なくだりだと思います。

そこで、「原子力エネルギー利用を進める。」と書いてありますけれども、今後の議論に可能性を残すという意味においては、そこに「計画性をもって適切な水準で原子力のエネルギー利用を進める。」と、そういうふうには書いてはいかがでしょうか。

(岡委員長) 「計画性をもって適切な水準で」と、それで、その水準は我々が決めたいとおっしゃっているのですか。

(阿部委員) 決めるか、あるいはこの程度、あるいはこういう考え方でやってはどうかということ。「基本的考え方」の中で出すというのが私のアイデア、考えでございます。

(岡委員長) 原子力の中で原子力の議論ができない。環境問題もありますし、それから、他の電源との関係もあります。我々の中でその水準、例えばパーセントというか、そういうことを議論するのがいいかどうかについて、まず委員会の中のコンセンサスといいますか、それをとらないといけない。実は私、司会と両方あって、今は司会をやっているのですが、これは司会ではなくて、委員の一人としてそういう感じがいたしまして、ここは実はこれまでのこの準備の過程でも、阿部先生と意見が違っているところもあるのですが、これはどうしましょうかね。このことについてはまだよく中で議論をした方がいいと思うのです。

それで、今の「計画性をもって適切な水準で」ということを言葉として入れたい。適切な水準がどうかということについて原子力委員会が議論するかどうかとは別であると、そういう2つのことを先生は提案しておられまして、これは原子力委員会で検討したい。もう一つは、この文章に「水準」を入れてくれと、その2つで、今日はこの文章をとにかくまとめるということであれば、「適切な水準でもって原子力エネルギーの利用を進める。」という言葉を入れたいという阿部先生からの御意見が出ておりまして、これは普通3人の委員の場合はどうするかということをお場で決めるということもできるのですが、もうちょっと全体をまずやって、その中でまたこの1番に戻って議論をするということが可能だと思いますので、今日の御意見は御意見として記録にとどめて、その後、全部やったあとまた議論をやる中でまた今日の部分に戻って議論をするということではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(阿部委員) 私の提案はテーブルの上に残っていると。

(岡委員長) テーブルに残っている。先生がまたおっしゃっていただければ。

(阿部委員) はい。

(岡委員長) それで、あと2つおっしゃったことも、要するに、文章に書いてあるかどうか、読めるかどうかということだと思うのですね。

それから、もう一つ検討したいという御提案があったのかもしれない。政府のやり方を見直すという意見がございまして、ちょっとこれは私、司会というより、むしろ委員としての意見で、福島事故、安全の話だけじゃなくて、今までの原子力の議論の進め方全体おかしくて、政府だけがおかしいのではなくて、事業者の方も今まで課題が、例えば六カ所の遅延と

か発電コストが諸外国に比べて高いとか問題がある。国民の負担とか国民のベネフィットという観点で原子力政策を見ないといけないと私自身は思っておりまして、先生、2番目におっしゃったやり方を見直すというところについては、私自身は特に、中身については異論はないのですが、考えていることは違うかもしれない。ただ、この社会・経済状況の変化の中でそれは一応「適応することが急務となっている。」と書かれておりますので、今後、3、4、5を議論していく中でどのくらい書き込むかという、そういうお話にさせていただけるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(阿部委員) 先ほど「適切な水準」は提案としてテーブルの上に置いておくということで、その次の政府のやり方も考える必要があるという点ですけれども、現在の文章では余りそこははっきりしないので、一つの考えとしては、4ページ、5.の最後に「政府の原子力行政の在り方についても不断の見直しが必要なことはいうまでもない。」と。

(岡委員長) すみません、今、先生4.とおっしゃったのですが、これは。

(阿部委員) 5.です。

(岡委員長) 基本目標ですから、認識を書くのでしたら4.に書かないといけない。

それは「社会・経済状況の変化」の3ページの②の一番下の文章、「迅速かつ的確に適応することが急務となっている。」というふうに書かれていることで表現されているのではないかと私の御質問です。

(阿部委員) そういう意味では、「進行する中、政府自身も含めて我が国の原子力関係者は、これらの環境変化」云々(うんぬん)ということでしょうか。

(岡委員長) これは、私と阿部先生だけでなく事務局の意見もちょっと伺った方がいいかと思う。

(室谷参事官) ありがとうございます。冒頭、ちょっと言葉足らずだったかもしれませんが、今回の議論はキックオフでございまして、概念としては、まずは認識があつて、基本目標があつて、それをとりあえず議論していただく。さらに、その基本目標とかがちゃんと事実とかファクトに密着したものでないといけませんので、今度のセッションでは、これまでやってきたいろいろな取組、例えば需給見通しとか、あるいは2001年の行政体系、2011年の行政体系の変化、そのころのものをファクトとして並べて、そのあたりをもう一回レビューして、またこの議論に戻ってくるという、行きつ戻りつの議論をしながら、先ほど岡委員長がおっしゃったように全体像、すなわち認識から始まり目標、そしてこれまでの政策のレビュー振り返り、そして外的環境とか内的環境のレビュー、そして、そうであった

としたら何をやらないといけないのかというところまでおりて、またそれを上の方に、上の方というのは、基本目標にフィードバックさせていくということがこれからありますので、今頂いております意見は、これからも机の上に残り続けて、それらのことの妥当性というか、失礼ですが、適切さというものはファクトの議論の中でもう一回振り返るのかなというふうに思っております。

以上、事務局からの補足でございます。

(岡委員長) 2番について、そういうことですが。

(阿部委員) 私の人生70年の生活体験からすると、最初に頭出しをしておかないと、あとでフォローアップするのは非常に難しくなる。そんなことは書いていなかったじゃないかとすぐいわれるのですね。そういう意味においては、私が申し上げた程度の頭出しはしたい。全く問題ない表現ですよ、政府自身も含めて当たり前のことですね。ですから、そこに異存が余りあるとは思えないのですが。

(岡委員長) 私は、「政府」と書く言葉がちょっと気になっておりまして、政府に従って全部やってきたからという意見をよく聞くのですが、それはおかしかったのではないかと考えているので、「政府が」という言葉をここに入れてくるのは、ちょっと非常にそれは違和感がございます。今の、それぞれの責任主体が責任を持って全体の枠組みの中で責任を果たすというイメージが本来のイメージで、政府といわれると、政府がやりなさいといわれたからやっているのですみたいな、そういう、ある意味で無責任体制も発生し得るので、「政府」という言葉を特にこの中に書かれるのが私としては非常に違和感があるのですけど。大きく変えないといけないということは先生と認識が一緒ですけれども。ちょっと今のは2人の間の意見の交換で、御提案としては事務局がいったようなことで。

(阿部委員) 今委員長がおっしゃったのは、政府が政府の方針なのだ、やれといういわれ方をすると、政府にいわれてやりましたから面倒みてくださいということになるということかと思えますけれども、この文脈は、政府も含めて環境の変化に対応して、迅速かつ的確に適応することが急務だと、つまり政府自身も今までやってきたことがそれでよかったのか不断に見直してやっていく必要があるということをおっしゃっているのです、別に俺のいうとおりやれと、こういっているわけじゃないので、この文脈であれば問題はないのではないのでしょうか。

なおかつ、政府ということを出すということについては、むしろこの委員会そもそもの設置の枠組みが、委員会は、諮問・助言を決定して、所管大臣を通して内閣に出すと、こういうことになっていますよね。ですから、政府に対してこうした方がいいのではないでしょう

かということを出すことはもともとこの委員会の機能として想定されているわけで、政府としても見直していくということを書き何ら私は悪いことないと思います。

(岡委員長) 先ほどの文章は、「政府」という言葉を含んで、「政府が迅速かつ的確に適応することが急務となっている。」としたいということでしたので、それは、そうですね、どうしますかね。この答申は飽くまで我々役所の中ですが、個々に書かれているものの性格として、政府も含んで、事業者も含んで考え方を我々はつくっているのだと思っております。私の提案は、「政府」という言葉を4.に入れなくてもいいのではないかと思います。全体はもちろん閣議決定を目指すわけですが、これについてはまたちょっと。

さっきもいいましたように、今日全部、出ている文章を決めたりしなくてよくて、あと全部やってからまた戻ると、先ほど事務局も手続を申し上げましたので、その中でということ。それから、提案の非常に大きなものもありますので、それはフィージビリティを含めてまた議論させていただきたい。

もう一つ、核燃料サイクル、これも実は非常に皆さん注目しているテーマではあるのですが、これも実は最後の項目の議論のときに、どういう項目をどういうふうにするかということなのですが、それもそのときに議論をしていただくとよくて、今日出ている文章の中で核燃料サイクルを特出しをするという、そういうことが必要なかどうかという、これは一つ司会者の意見です。

それからもう一つ、ちょっと意見を申し上げますと、核燃料サイクルに限らないのですが、日本の原子力利用の一番制約になっているというか条件は、地元の理解と国民の負担の話ですね。そういう観点でいうと、決定しても実際は理解が得られないと進められないというのが、最近だけじゃなくて、この20年ぐらいの事情なので、そういうことも含めて政策のフィージビリティも、あるいはフィージビリティというよりむしろ、今申し上げたことは、今までやってきた、コミュニケーションを一生懸命やってきたのですが、それが非常に機能してなくて、これも抜本的に変えないといけないと、多分先生もそう思われると思うのですが、フィージビリティのところは理想論とえらく違っていて、例えばプルトニウムを減らしなさいといわれても、実際の今の制約の中でフィージビリティを考えると、すぐということもいかないし、それから再稼働だってはっきりまだしない自治体も多いわけです。というわけで、サイクルの話をして今の状況で何か議論してどうこうということは、どれだけフィージビリティがあるのかということになってくると、実は鈴木達治郎さんに最後にその点を質問したら、「そこはやはり一番難しい問題だ」とおっしゃった、問題だと認識しておら

れるけど、ああいう御主張をしておられるというふうに理解をしたのですが、実際進んでいくかどうかということについては、再稼働のところと六カ所、青森県との従来との関係というところは大きな制約になっていて、それはこうしろというようなことでは今までうまくいってなかったというところがある。これは私の見方として、今の先生のサイクルに対する提案のある意見になっておりますけれども。サイクルについては、今日の議事進行役としてのあれは、重要な課題を入れるかどうかも含めて、それは4番、5番の中で議論をするときに考えたかどうか。まだ4番、5番のドラフトは事務局の中でもできていませんので、我々もこれから見ながらある程度議論をしてここに書けるということになるのだと思います。

どうぞ。

(阿部委員) 私は、今回私どもが作業をして出す「基本的考え方」について、やはりできるだけ皆さんがどうしたらいいのかなと考えていることについて、できるだけ答えを出すということが我々の責務で、実現可能性が低い、難しいから、そこは触れないことにしようということであると、ある意味では、委員会が出したこの考え方は、難しいことは避けて、一般論に終わったペーパーであると、こういう評価に終わるかもしれないですね。そういう意味においては、私は、もちろん実現可能性の問題はありますけれども、どう考えるべきかということをもまず出して、もし必要であれば、その上でどうやってそれを実現するのか、その方向へ物事を持っていくのかということをもたまた更に考えるというプロセスがあってもいいのではないかなと思います。

(岡委員長) 先生がおっしゃっていることは、こう決めたから、こうついてきなさいというのが原子力委員会の過去のやり方だった。それで、美しい言葉をいろいろ並べて長期計画もつくっているのですが、必ずしもフォローが十分されていない部分はあるのですが、それによって国民負担が増大したりスケジュールが遅れたりということはございますので、そこは私は、過去と似たやり方を御提案されていると、これは中で申し上げた。それは違うのではないですか。我々がやらないといけないことは、枠組み、戦略、あるいは物の考え方、ここがおかしいからこうだ、私はたくさんのそういうことを申し上げたつもりです。安全については、日本の文化の特徴がマイナスに大きくきいてしまうことだと。新しく変えないといけないというところは、先生はやはり前のやり方を違う形で提案したいとおっしゃっているところが、私が新しく変えないといけないと思っているところと大きく違うので、これはまた議論をさせていただければ。

日本の政策を見ると、戦略がないのですよ。欧米がやってきたことに対して受け身で、戦

略がないのですよね。それから、必ずしも根拠の情報が十分出てきていない。十分というかほとんどない、書かれていないし発表されていない。政府の審議会が意見を集めるのは非常に効率的なやり方ですけど、そういうやり方では国民まで根拠の情報が届かない。根拠といわれても、専門的な情報はわからないですから、専門的な情報もちゃんとある。それから社会一般向けの情報もある。そういう状態に日本がなっていないということに気がつきました、私、ここへきて。今までコミュニケーションといわれてきたのですけれど、コミュニケーションの前にやるのが全く抜けているのではないか。だから、日本のやり方というのを海外のやり方と比べると、戦略が、本来、行政というのは戦略を考えるとところであって、これを目標に掲げて、これに向かってやりなさいというのは、日本がキャッチアップ、50年代、60年代、70年代、原子力を始めたころのやり方ではないか。それだと、この変化の大きな世の中にはついていけないし、結局、国民負担を増やしてしまう、責任もあいまいになってしまう。これは私の問題意識で、これは委員としての意見です。ちょっと何か目標に掲げてというのは、掲げる目標、考えないといけないところが違うので、何を考えたのですかといわれると、個別のことがいろいろあるわけですが。例えば、日本人って誰かにすぐ追随し、思考停止しますので、例えば日本人だけが放射線被ばくに弱いわけじゃないと申し上げました。何か数値を下げた方が皆さんの理解が得られやすいと思っている日本の方はたくさんおられると思うのですが、実際、被ばくをサイエンティフィックに考えたとき、日本人だけが放射線被ばくに弱いなんていうことは、あり得ないですよね。そういう合理性がないということとか、幾つか弱いところを指摘をしたり、それから更に諸外国のことも考えて戦略をつくったり、それからいっぱなしで、フォローが悪いところがありますので、それは何か新しいフォローの仕組みを考えたりという、そういうのが原子力委員会の新しい役割ではないか。それをどうやるかは参事官にも相談をしたりしているので、我々の能力のこともあり、非常にチャレンジングだと思う。重要なことから私自身はやらないといけない。「基本的考え方」は、そういうもののリファレンスになるものなのではないかと思っています。

(阿部委員) 委員長、今、日本には戦略がないということをおっしゃいました。同時に、目標を設定するのはよくないと。何となれば、設定した途端に関係省庁、業界が、政府がやっているのだからやりましょうと、じゃ、お金をくれと、こういうことになるということなのですが、それは確かに過去のやり方だったかもしれませんが、その点についていえば、この委員会が縮小改組された結果、原子力利用長期計画もつくらないことになったし、また、関係省庁の予算も見ないことになったので、手も足もなくなっちゃったので、それがそういうふ

うに利用されるというチャンスもないし、我々はやりたくてもできないので、余り心配は要らないのではないかなという気がいたします。

他方、戦略ということは、やはりこうこうこうやってこうするというのが戦略ですから、原子力の利用については、基本的にはこういうところはこうするのだと、こうするというの、ある程度の、それこそセットも目標がないと戦略というのは書けないのではないのでしょうか。そういう目標を設定せずに戦略を持っていてもなかなか難しいような気がいたします。

かつ、その目標を今度設定した結果、みんな政府が責任をとってくれということについては、先ほど申し上げたように、各主体が各々の責任でエネルギー推進の利用を進めると書いてありますので、そこは十分に釘（くぎ）を刺してあるので、私はそこは歯止めをかけてあると思います。

(岡委員長) 目標は要らないなんていっていない。さっきの20～22%という目標は要るのです。ただ、それは達成義務ではなくて、あれは原子力関係者が努力しなさいよと与えられた目標なのです。

それで、40年運転制限というのが、前の政権が法律を改正したとき残っているようですが、それが今の政権でもそう思っているかどうかということもあって、それは変わり得るのだと思うのです。それは変えた方がいいとか、減らした方がいいか、増やした方がいいかは政治家がお考えになることでもあるのですが、何とかな、いいたいことは、ちょっといい方はきついのですが、原子力委員会の委員長が国務大臣だったときのやり方をずっと引きずってきたのだと思うのです。十数年前に変わったのだと思うのですが、ただ、やり方と意識はそのままだった。今回見直しになりまして、ちょっといい方は悪いですが、先生がおっしゃっているのは、国務大臣が委員長だったときのやり方に聞こえるのですね。しかし、手足がないのですよ、予算の権限もないし。しかし、逆にこれはアドバイザーとしては、もともと我々は諮問委員会ですので、アドバイザーとしては、ある意味で実施の責任と考える責任が切り離されたということで、むしろやりやすくなったとか、今日本が求めている状況に適合しやすくなったと思うのです。そのときに、前のやり方に慣れた方は、前のやり方を希望される場合も多いのですが、これは個々で今全部提示したりはとてもできない。それをつくっていかざるを得ないと思うのですが、例えば今20～22%というのを減少の割合を検討しよう、あるいは増やそうということを検討しようとする、非常にバウンダリコンディションがいっぱいあって、環境問題もあるし、エネルギーのいろいろなコ

ストの問題もあるし、それを全て原子力の中だけで議論をするということ自身がやはり無理がある。経産省だったら、ある程度できる。場合によっては、環境省と経産省と一緒に議論しているような合同会合もあります。ですから、それはそういう各省庁の予算を持って、人も持っておられる、そういう省庁のある意味での責任であって、我々はそれに対してガイダンスを与える。それは、具体的には彼らがやることを違う形で目標ということを用いるのではなくて、この間、私、1つ思いついて、ウランがなくなるから高速炉をやるという理由がおかしいのではないか。例えば軽水炉より安い高速炉という目標にすればいいのではないですか、そのうち検討をするときまでに考えておいてくださいよと、経産省の課長がおいでになったときいいましたけど、新しい考え方、枠組みというか、これを考えるのは決して容易じゃないけど、これは我々の仕事なんだと、そういうのが我々の仕事で、今申し上げた例がいかがかわかりませんが。「基本的考え方」は何たるか、原子力は何たるかという議論を先生としていると思います。

(阿部委員) 地球温暖化の問題、環境問題などは政府の他の部署がやっているの、そちらの責任であると。確かに環境省あるいは経済産業省、資源エネルギー庁が非常に大きく関わって考え、いろいろやっていることは事実ですけれども、同時に、私どもが原子力の利用はどうあるべきかということを考えるに当たっては、この紙にも書いてありますけれども、いろいろな社会・経済状況の変化、それから国際的な地球規模の問題の課題というものを踏まえて考えるのだということを書いてありますので、それについては地球温暖化の問題についてもある程度私どもですら、パリ会議でどういう結論だったかということはメディアを通して知っていますし、またそれを達成するためにどういう手段があり、どういう困難があるかということもいろいろ勉強させてもらっていますので、ある程度の私どもの基本的な理解はできるのではないかなと、完全に専門家が答えを出すまで我々が黙っていた方がいいのだということにはならないような気がいたしますね。

他にもいろいろな要素がありまして、例えばここに日本の社会が少子高齢化して云々（うんぬん）ということが書いてありますけれども、一つそこに意味することは、人口が増えない、減少に転ずる結果、電力需要が減るという見通しもありますけど、もう一つは、非常に高齢化によって国民の資源が高齢化社会に対する対応に大きく割かれて、その結果、産業振興、科学技術研究振興などに回る予算が非常に厳しくなっているというもう一つの要素もあるので、これもそういう意味であれば、それは財務省の担当だろうということになりますけれども、やはりそれは大まかな要素は我々は踏まえた上で考え議論するということ

は別に悪いことではないような気がいたします。

(岡委員長) そのもの自身を議論する必要は、必要というか、我々の役割かというところと違う。何で違うかというところ、我々が考えることは、この政策は国民のベネフィットになっているかどうか、国民の負担はどうか、そういうレベルの話。それからフィージビリティがあるかどうか、歴史の検証に耐えるかどうか、これ3つあって、これ以外に何かありますかとこの間、ある方におたずねしたら、「国際」というキーワードがあるとおっしゃった。そういう考える切り口を考えたりというところは抜けていて、それは私どもの役割。各省庁ではできない、省庁にまたがるところの役割で、それを原子力の切り口で考えるという役割があるのだと思う。それは、各省庁がやる具体的な原子力何%にしますかとか、そういうこととは違っていないといけないのではないかな。それはもちろん各省庁がお考えになったことのフィージビリティの背景もよく理解しないとけないから、環境の知識もいろいろな知識も我々に必要だということは間違いがないんですけど、それ自身に踏み込んで、私たち自身が何かというのはどうでしょうか。ちょっと繰り返しになっちゃうので、この議論を2人で延々とやっても、個々でやってもあれですけど、原子力委員会の在り方、それから「基本的考え方」は何かということをおっしゃるにも理解いただくためにいろいろな意見が、先生と私の意見の違いだけではなくて、意見の違いといいますか、余り違ってない点もあると思うのですね。新しく変えないといけないというところは共通しておりますので。そのときに何をプロダクトとして考えていかないとけないかとか、そういうところはまたお互い理解を図っていきたく思うのですけど、ちょっと話全体をもとに戻ってやらせていただくと司会としては有り難い。

それで、今日は我々、定例会で一応事務局からこの案を頂きましたので、一応4ページまで書かれた文章について、これはドラフトとして出ておりますので、この文章として、特に四角で囲まれたような部分について、どうしてもこの文章を、今、気がついたので、あとでまた直せますけど、今、気がついたので何かということがございましたら伺えれば有り難い。何かありますか。どうぞ。

(室谷参事官) また補足でございますけれども、先ほど申し上げたように、必ずしもこれ一回一回固めるとかそういう考えではなくて、次回は取り巻く環境でありますとか、これまでの政策の成果と課題といったことを議論できたらなと思います。そのときに、またこれを横に置きながら、そういったファクトの議論で今回のこの紙を見てフィードバックをかけながら進めていきたいと思っておりますし、今日出た貴重な意見はきちんとこれまでの議論とか、これまでの委員からの声というのをきちんと整理してちゃんと机の上に乗っけ続けるということ

進めていきたいというふうに思っております。

以上、補足でございます。

(岡委員長) その他、他に何かございますか。

中西先生、何かございませんか。

(中西委員) いえ。

(岡委員長) ただ、気がついたことはいった方がいいです。あと、公開でやっていますので、御理解、御意見があればいつにいただいた方がいい。

(中西委員) マイナーなことかもしれないのですが、例えば2ページですけれども、四角の中の「原子力委員会の基本認識」の①ですが、「原子力利用をめぐる多くのトラブルやスケジュールの遅延が国民の不信を招き、」とあるのですが、「トラブルやスケジュールの遅延等が」だけではないように思えましたので、細かいことですが、いろいろな意見の方がおられるので「等」を入れた方がいいのではないかなというのが1つあります。

それから、同じところですが、次のページへ行きまして「根拠に基づく正確な理解」とありますが、根拠ってやはり科学的根拠だと思われるのですが、それ以外の根拠って何でしょうか。

(岡委員長) 政策みたいなもの。

(中西委員) そうですね、政策は科学的な根拠からだけではないかとも思われます。

(岡委員長) 政策は、科学技術だけにに基づいていなくて、いろいろな法学とか経済とかというものもありますので、それは政策が出てくる根拠になっている。

(中西委員) わかりました。じゃ、下もそうですね。

(岡委員長) 証拠があればいいんですけど、いずれにしても、誰かが何かをいっているという、そういう事情を、誰を信用するかということじゃなくて、もとの情報までちゃんと国民に届くようなところはという意味なのですけど。

(中西委員) 特に安全・安心というか国民の意識というところに、政策はこうだということと合わせて科学的なという意味を入れますと、科学的及び政策的でしょうか。

(岡委員長) 科学的。国民の理解。

(中西委員) はい。

(岡委員長) それはそうなのですが、実際は、ちょっと今放射線の話じゃなくて原子力利用の話をする、実は科学といっても、例えば地震の話、完全に科学的に決着していないですね。それで、規制によるリスク改善効果とそれに必要な対策の費用の評価も実は規制側と推進側

で大きく違うのですね。例えば、この間の、米国のフィルタベントのバックフィット規則の審議経過ですが、事業者が出したバックフィットのコストと規制委員会が出したのと大きく違う。かなり以前ですが、水蒸気爆発がリスクが大きいと考えられていたことがある。しかし当時は科学的によくわからなくて専門委員の意見を集めて決めたと、それをいきなりやったのではなくて、随分検討してから意見を集計しました。今度の、フィルタベントのバックフィットルールづくりも最後は規制委員が投票していますけど、十分検討してそういうことをするわけで、そのあたり。科学的ということは私は反対ではない。それがベースなのだけど、何というか、そこだけでは解けない問題もいっぱいあってとっていて、ちょっと抵抗があるのですけど。

(中西委員) それから同じパラグラフの最後に「真摯に向き合い、国民からの信頼を回復して」と「国民から」、「国民の信頼」と「国民からの」という書き方は意味的に違いがあるのでしょうか。

(室谷参事官) どちらもありだと思いますけれども、「国民の信頼」というのも。

(中西委員) あと細かくて恐縮なのですが、②の文章をよく読んで、もっと口語的でわかりやすくした方が良いのではないかと思います。特に2行目、「国内の原子力事業及び関連する研究開発の取組は、」の次ですが、「事業規制下にある電気事業者による国内需要を大宗とする環境下で発展した。」というのは少しわかりにくいので、言葉の問題ですけれども、もう少し直していただきたいと思っています。5. はまだですね。4. についてはそのくらいです。

(室谷参事官) いや、5. も。今、全ての議論だと思いますので。

(中西委員) わかりました。

それから、5. の中の5. ですが、タイトルで「原子力の基盤強化」と、ここだけ「原子力」という言葉の使い方が他と比べて少し合わないように思えました。他では「原子力エネルギー」とか「原子力を活用」というようになっています。ここは「原子力技術の基盤強化」と「技術」が入った方がいいように思えます。「原子力」はいろいろなものをつくりだしますし、いろいろな方法も含みますので、原子力エネルギーとか原子力何とかという場合はわかるのですが、ここでは「技術」が要るのではないかなと思います。

それから、最後の文章、先ほどからいろいろ議論になっているのですけれども、やはり「また、」からの文章は少し方向性といいますか、特に「ビジネスモデル」という表現には違和感があります。「急速に」から書き始めて、「急速に変化する社会・経済状況に迅速か

つ効率的に適合するよう、我が国の原子力を支える新たな国全体の仕組みづくりを促す。」の方がいいのではないかと思います。どうも「産官学のビジネスモデル」ということは書かなくてもいいような気がしたのです。また、そのあとにどう書き加えるのかということについては議論の余地がありますが、気がついたところはそこだけでございます。

(岡委員長) 今のところは今後資料の中で検討させていただいて、さっきの技術の基礎基盤でしたっけ、科学の話なので、「技術」を入れない方がいいんじゃない。なぜかというと、最終的なところも基盤ですよ、違いますか。入れちゃうと、むしろ先生に近いところが何か抜けちゃうのではないかという気がして、違いますか。どこをおっしゃっていたか私余りはっきりしないのですが。

(中西委員) タイトルのところなのですが。

(岡委員長) タイトル。

(阿部委員) 私は、そこは「原子力科学の基盤強化」というとちょっと狭くなっちゃうので、「原子力利用の基盤強化」。確かにおっしゃるとおり、「原子力の基盤強化」というと何となくウランの核結合の力を強くするというふうに、そんなことは物理的にあり得ないので、利用の基盤を強化するのですね。

(岡委員長) 「原子力利用の基盤強化」ですね、それはいいかもしれませんね。ありがとうございます。

ちょっと修文いろいろあるのですが、全体としては、今日資料が出ているところは、議論が阿部先生とは残っていますが、今日の定例会としてはあと残っている御意見とかはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今日の資料、大変ありがとうございました。野口さん、御苦労さまでした。

それでは、2つ目の議題について、事務局から説明をお願いします。

(室谷参事官) ありがとうございます。

その他議題でございます。資料第2-1号及び2-2号として、第33回及び第34回の原子力委員会の議事録を机上配付いたしております。

今後の会議予定について御案内申し上げます。

次回第4回原子力委員会の開催につきましては、1月26日火曜日、10時から中央合同庁舎8号館共用C会議室を予定しております。この会議におきましては、R I利用の現状について、原子力規制庁より、そして国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が達成すべき業務内容に関する目標（中長期目標）の変更について、文部科学省から御説明を頂きます。

したがいまして、R I 利用と J A E A 中長期目標の変更に関する諮問の 2 点を議論する予定
でございます。

以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

その他、委員から御発言はありますでしょうか。

それでは、御発言がないようですので、本日の委員会はこれで終わります。

ありがとうございました。

—了—